

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道函館市高松町575番地270

氏 名 株式会社狷々谷建設  
代表取締役 狷々谷 勝文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 平成26年7月28日

許可の有効年月日 平成31年7月27日

## 1. 事業の範囲

破碎(木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうち, ガラスくずを除く。), がれき類(コンクリート塊, アスファルト塊を含む。))

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- |     |       |   |
|-----|-------|---|
| 施設1 | 施設の種類 | ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうち, ガラスくずを除く。), がれき類(コンクリート塊, アスファルト塊を含む。)の破碎施設 |
|     | 設置場所  | 函館市東山町134番2の内   |
|     | 設置年月日 | 平成16年7月9日   |
|     | 処理能力  | 640 t/日 (8時間) 80 t/時間   |
|     | 許可年月日 | 平成16年3月5日   |
|     | 許可番号  | 函産施第15-4号   |
| 施設2 | 施設の種類 | 木くずの破碎施設  |
|     | 設置場所  | 函館市東山町134番2の内   |
|     | 設置年月日 | 平成16年7月9日   |
|     | 処理能力  | 600 t/日 (8時間) 75 t/時間   |
|     | 許可年月日 | 平成16年3月5日   |
|     | 許可番号  | 函産施第15-5号   |
| 施設3 | 施設の種類 | 木くずの破碎施設  |
|     | 設置場所  | 函館市東山町134番2の内   |
|     | 設置年月日 | 平成17年11月15日   |
|     | 処理能力  | 4.88 t/日 (8時間) 0.61 t/時間  |



3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年7月28日 当初許可年月日

平成18年9月5日 変更許可年月日 (ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず  
(これらのもののうち, ガラスくずを除く。)の  
破砕の追加)

平成26年7月31日 更新許可年月日 (第2回)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無